

# 航空自衛隊通信電子運用規則

昭和 5 5 年 1 1 月 7 日 航空自衛隊達第 2 1 号

航空幕僚長 空将 山田 良市

|    |          |             |               |
|----|----------|-------------|---------------|
| 改正 | 昭和 5 7 年 | 4 月 3 0 日   | 航空自衛隊達第 1 5 号 |
|    | 昭和 5 7 年 | 9 月 3 0 日   | 航空自衛隊達第 2 6 号 |
|    | 平成 2 年   | 3 月 5 日     | 航空自衛隊達第 5 号   |
|    | 平成 6 年   | 3 月 1 1 日   | 航空自衛隊達第 1 0 号 |
|    | 平成 9 年   | 1 月 1 7 日   | 航空自衛隊達第 1 号   |
|    | 平成 1 1 年 | 3 月 2 4 日   | 航空自衛隊達第 6 号   |
|    | 平成 1 2 年 | 4 月 2 8 日   | 航空自衛隊達第 2 8 号 |
|    | 平成 1 2 年 | 1 2 月 7 日   | 航空自衛隊達第 5 2 号 |
|    | 平成 1 2 年 | 1 2 月 1 1 日 | 航空自衛隊達第 5 3 号 |
|    | 平成 1 5 年 | 3 月 2 6 日   | 航空自衛隊達第 8 号   |
|    | 平成 1 5 年 | 1 2 月 1 9 日 | 航空自衛隊達第 4 4 号 |
|    | 平成 1 8 年 | 3 月 2 4 日   | 航空自衛隊達第 1 4 号 |
|    | 平成 1 9 年 | 1 月 5 日     | 航空自衛隊達第 1 号   |
|    | 平成 2 9 年 | 6 月 2 3 日   | 航空自衛隊達第 2 7 号 |
|    | 令和 6 年   | 9 月 2 4 日   | 航空自衛隊達第 5 6 号 |

航空自衛隊通信電子運用規則を次のように定める。

航空自衛隊通信電子運用規則（登録外報告）

航空自衛隊通信電子運用規則（昭和 3 8 年航空自衛隊達第 3 9 号）の全部を改正する。

## 目次

### 第 1 章 総則

第 1 節 通則（第 1 条－第 3 条）

第 2 節 通信網等の種類（第 4 条）

第 3 節 機能別運用責任者等（第 5 条－第 8 条）

第 4 節 電波の割当て（第 9 条）

第 5 節 呼出符号（第 1 0 条－第 1 5 条）

第 6 節 通信網等の運用（第 1 6 条－第 1 8 条）

### 第 2 章 通信電子統制

第 1 節 多重通信回線の統制（第 1 9 条－第 2 2 条）

第 2 節 通信実施の統制（第 2 3 条・第 2 4 条）

第3節 通信制限（第25条）

第4節 電波管制（第26条）

### 第3章 通信監査

第1節 通信監査責任者及び監査要求権者（第27条・第27条の2）

第2節 通信監査の区分及び実施要領等（第28条―第29条の4）

第3節 通信監査報告（第30条）

### 第4章 評価

第1節 評価の区分及び実施要領（第31条・第32条）

第2節 評価結果の処理（第33条）

### 第5章 通信保全

第1節 通則（第34条・第35条）

第2節 削除

第3節 削除

第4節 暗号の運用（第41条）

### 第6章 通信電子設備の管理

第1節 無線局の管理（第42条・第43条）

第2節 有線電気通信設備の管理（第44条）

### 第7章 雑則（第45条・第46条）

### 附則

## 第1章 総則

### 第1節 通則

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における通信電子の運用を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この達において「通信」、「通信所」、「統制通信所」、「通信指揮官」、「発信権者」、「通話権者」又は「発信調整者」とは、自衛隊の通信実施の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第39号。以下「訓令第39号」という。）第2条に規定する通信、通信所、統制通信所、通信指揮官、発信権者、通話権者又は発信調整者をいう。

2 この達において「固定通信網」、「多重通信区間」又は「回線統制」とは、固定通信網の業務実施に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第11号）第2条に規定する固定通信網、多重通信区間又は回線統制をいう。

3 この達において「回線」、「切替措置」又は「規制措置」とは、固定通信網回線保守規則（平成18年自衛隊統合達第9号。以下「保守規則」という。）に規定する回線、切替措置又は規制措置をいう。

4 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 機能別通信電子組織 部隊等の任務に応じて、機能別の通信網及び電子設備で構成される通信電子組織をいう。
- (2) 通信電子の運用 通信その他電子的手段を利用して情報の収集、処理及び伝送等を単独又は総合的に実施して、通信電子組織の機能を発揮させることをいう。  
ただし、調達、補給、整備、施設、教育及び人事に関する事項は除く。
- (3) 機能別運用責任者 機能別通信電子組織における通信電子の運用に関し、責任と権限（回線運用責任者の所掌に属するものを除く。）を有する者をいう。
- (4) 回線運用責任者 多重通信区間の回線（以下「多重通信回線」という。）の運用に関し、責任と権限を有する者をいう。
- (5) 回線の運用統制 通信回線に関して、交換操作、中継順路の指定、臨時回線の構成、切替措置、規制措置その他通信疎通のために行うすべての措置を一元的、かつ、系統的に統制し実施することをいい、これに関する統計の作成を含む。
- (6) 通信系 機能別又は通信手段により区分された通信所の組合せをいう。
- (7) 通信網 通信系の集まりをいう。
- (8) 電子設備 電波を発射する設備のうち、通信系を構成している設備を除いたものをいう。
- (9) 通信電子設備 通信系を構成する設備及び電子設備をいう。
- (10) 中継順路 電話等を中継する場合の通信系の経路をいう。
- (11) 無線局 無線通信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備及びその操作を行う者の総体をいう。ただし、受信だけを目的とするものを含まない。
- (12) 暗号 通信内容を秘匿する手段をいい、暗号機及び規約表等、暗号書、秘匿略号表等に区分する。
- (13) 秘匿略号表等 秘匿略号表、隠語表及び固有識別書をいう。
- (14) 部隊等 編合部隊及び編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。

（通信電子運用の準拠）

第3条 部隊等における通信電子の運用の準拠を与えるために必要な基準は、別に定める。

## 第2節 通信網等の種別

（通信網等の種別）

第4条 通信網及び電子設備の種別は、別に定める。

## 第3節 機能別運用責任者等

（機能別運用責任者等）

第5条 機能別運用責任者及び回線運用責任者は、別に定める。

（発信権者等）

第6条 訓令第39号第5条第1項第4号に規定する航空幕僚長の指定する発信権者及び通話権者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 命令の発令者
- (2) 通達類の発簡者
- (3) 通信指揮官
- (4) 航空機の機長
- (5) 命令、通達等に基づく措置を行うに当たり、特に、電話を使用する必要がある者（前各号に掲げる者を除く。）
- (6) 防衛省共済組合の航空幕僚監部実務主掌者及び支部長

2 発信権者又は通話権者が、その属する基地及び分屯基地（以下「基地等」という。）以外の基地等において発信権又は通話権を行使する場合は、当該基地等の発信調整を受けるものとする。

3 陸上自衛隊又は海上自衛隊の通信所を利用して発信する場合には、自隊の発信調整を受けた後、当該自衛隊の発信調整を受けるものとする。

（発信調整者）

第7条 訓令第39号第6条第5号イに規定する航空幕僚長の指定する航空幕僚監部の発信調整者は、総務部総務課文書班長（勤務時間外にあつては当直幹部）とする。

2 発信調整者は、通信指揮官と緊密に連絡し、通信の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

（通信指揮官）

第8条 通信指揮官は、基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条第1項第2号に規定する基地通信に関する業務を所掌する編制単位部隊等の長又はこれに準ずる者とする。

#### 第4節 電波の割当て

（電波の割当て等）

第9条 航空自衛隊内の電波の割当て及び運用諸元等は、別に定める。

#### 第5節 呼出符号

（無線局呼出符号の割当て）

第10条 電波法（昭和25年法律第131号）の適用を受ける無線局の呼出符号は、総務大臣の指定するところによる。

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第112条第1項に規定する無線局の呼出符号は、次条から第15条までに定めるところによる。

（航空機の呼出符号）

第11条 航空機の呼出符号は、航空自衛隊名を示す英語の略語である「JF」の次に航空機の機番号の下4けたの数字を付して構成する。ただし、ジェット機にあつては、「JF」の次に「JET」の文字を加えるものとし、航空支援集団の定期運航機にあつては、「JF」の次に「S」の文字及び定期便番号の2数字を付して構

成するものとする。

2 次の各号に掲げる呼出符号を無線電話により発音する場合は、当該各号に定めるところによる。

(1) J F ジャパンフォース

(2) J E T ジェット

(3) S スケジュール

(4) 数字 英語で1字ごと

3 無線電信（CW）による場合には、「J F」次に機番号の下2けたの数字を付すものとし、第1項の規定は適用しない。

4 航空機の呼出符号は、他に混同のおそれがない場合には、その一部を省略することができる。

（飛行部隊の呼出符号）

第12条 自衛隊法第6章に定める行動又は訓練を行う場合及び任務遂行上特に必要とする場合は、飛行部隊の呼出符号を使用することができる。

2 飛行部隊の呼出符号は、原則として飛行隊単位ごとに普通名詞若しくは固有名詞又はこれらの組合せをもって構成するものとし、飛行隊より更に小さい単位に特号を必要とする場合には、飛行隊の呼出符号を次に文字若しくは数字又は文字と数字を組み合わせたものを付すものとする。

3 飛行部隊の呼出符号は、別に定めるものの中から防衛大臣直轄部隊等の長が選定し、付与するものとする。

4 防衛大臣直轄部隊等の長は、前項の規定により呼出符号を付与したとき又はこれを変更したときは、航空幕僚長（情報通信課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係の防衛大臣直轄部隊等の長に通知するものとする。

（個人呼出符号）

第13条 個人呼出符号は、前条第1項に準じ使用するものとし、航空幕僚長が特に認めた職務にある者に対して付与する。

2 個人呼出符号は、別に定める。

（整備員呼出符号）

第14条 防衛大臣直轄部隊等の長は、必要な場合指揮下にある飛行部隊の整備員に対し、整備員呼出符号を付与することができる。

2 整備員呼出符号の構成、作成、使用範囲及び使用法等については、当該防衛大臣直轄部隊等の長の定めるところによる。

（陸上移動局等の呼出符号）

第15条 陸上移動局等の呼出符号は、文字若しくは数字又は文字と数字を組み合わせたものをもって構成するものとする。

2 部隊等で使用する呼出符号のうち、次の各号に掲げる呼出符号は、当該各号に定めるとおりとし、その他の陸上移動局等の呼出符号は、機能別運用責任者が定めるものとする。

- (1) 短波無線局 3文字の組合せをもって構成し、別に定めるものの中から部隊等の長が選定して使用する。
- (2) G C A等 飛行場等の地名に「G C A」等の語を付けて構成する。
- (3) 救難車両等 飛行場等の地名に車両の種別及び番号を付けて構成する。

#### 第6節 通信網等の運用

##### (通信網の運用)

第16条 通信の実施要領その他の通信網の運用の細部については、次の各号に掲げる規則等によるほか、機能別運用責任者が定めるものとする。

- (1) 航空自衛隊ノータム取扱規則（昭和57年航空自衛隊達第21号）
- (2) 自衛隊相互無線電信交信・信務処理要領（昭和49年三自衛隊協議）
- (3) 統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、共同の部隊及び情報本部相互の指揮管理通信実施要領について（通知）（統幕指運第51号令和4年3月29日）

##### (緊急通信等)

第17条 緊急周波数は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に規定する121.5MHzのほか、243.0MHzとする。

- 2 緊急周波数を保有する無線局は、運用時間中、常に緊急周波数の電波を聴守しなければならない。
- 3 緊急周波数の電波発射は、厳重に注意して行うものとし、機器の試験又は取扱いに関する教育等の場合には、無線機にアンテナを接続することなく、擬似負荷を使用しなければならない。
- 4 部隊等の長は、電波法第52条の規定により遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信のため目的外通信を行った場合には、次の各号に掲げる事項を航空幕僚長（情報通信課長気付）に報告しなければならない（登録外報告）。

- (1) 使用周波数
- (2) 部隊名
- (3) 使用日時
- (4) 使用場所
- (5) 使用目的
- (6) 通信の相手方
- (7) 電波型式
- (8) 延べ通信時間
- (9) その他必要な事項

##### (電子設備の運用)

第18条 電子設備の運用について必要な事項は、機能別運用責任者が関係部隊等の長と協議して定めるものとする。

#### 第2章 通信電子統制

##### 第1節 多重通信回線の統制

(多重通信回線の区分)

第19条 多重通信回線は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 固定通信網多重回線 固定通信網の業務実施に関する協定（平成18年3月27日。以下「協定」という。）に基づき、陸上幕僚長が回線割当表に示した多重通信回線
- (2) その他の多重回線 前号以外の多重通信回線  
(回線の割当て)

第20条 多重通信回線の回線割当ては、回線運用責任者が関係の機能別運用責任者と協議して定めるものとする。

(統制組織)

第21条 固定通信網多重回線の運用統制及び回線統制は、別に示す統制組織により行うものとする。

- 2 その他の多重回線の運用統制及び回線統制は、回線運用責任者が定める統制組織により行うものとする。

(統制実施要領)

第22条 多重通信回線の運用統制及び回線統制の実施要領は、固定通信網多重回線については協定及び保守規則により、その他の多重回線については協定及び保守規則を準用し、その細部は、回線運用責任者が機能別運用責任者と協議して定めるものとする。

- 2 隣接する他の回線運用責任者の統制する統制組織との間の統制要領については、回線運用責任者相互の協議によるものとする。

第2節 通信実施の統制

(統制通信所)

第23条 訓令第39号第17条に規定する通信実施の統制を行う統制通信所及び代理統制通信所は、別に定めるほか、必要な場合は各通信系ごとに機能別運用責任者が定めるものとする。

- 2 代理統制通信所は、統制通信所の通信実施の統制が不能又は困難になった場合に、統制通信所に代わって通信実施の統制を行うものとする。

(通信実施の統制)

第24条 通信実施の統制は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 交信に関すること。
- (2) 通信実施に関する法令及び規則等の規定に基づく事項
- (3) 試験電波等の発射に関すること
- (4) 通信規律の維持に関すること。
- (5) その他通信実施上必要とする事項

第3節 通信制限

(通信制限)

第25条 訓令第39号第18条に規定する航空幕僚長の指定する通信制限を行うこ

とができる者は、機能別運用責任者とする。

- 2 機能別運用責任者は、関係部隊等の長と協議して、通信制限を実施するものとする。
- 3 通信制限の標準及び実施要領は、市外通話については訓令第39号第18条及び第19条の規定により、電報及び市外通話以外についてはこれらの規定を準用し、その細部は機能別運用責任者が定めるものとする。

#### 第4節 電波管制

(電波管制)

第26条 訓令第39号第20条に規定する航空幕僚長の指定する電波発射を管制することができる者は、航空総隊司令官及び航空方面隊司令官（以下「電波管制発令権者」という。）とする。

- 2 電波管制発令権者は、航空幕僚長が特に示す場合には、担任する防衛区域における航空自衛隊の通信電子設備について、電波発射を管制することができる。
- 3 電波管制の標準及び実施要領は、通信系については訓令第39号第21条の規定により、その他の通信電子設備については同条の規定を準用し、その細部は、電波管制発令権者が定めるものとする。
- 4 電波管制発令権者は、担任する防衛区域における航空自衛隊の通信電子設備について電波発射を管制する場合、警戒態勢の伝達要領に準じて伝達することができる。

### 第3章 通信監査

#### 第1節 通信監査責任者及び監査要求権者

(通信監査責任者)

第27条 通信監査責任者は、第1種通信監査責任者（以下「第1種監査責任者」という。）と第2種通信監査責任者（以下「第2種監査責任者」という。）に区分する。

- 2 第1種監査責任者は、機能別運用責任者又はその指定する部隊等の長とし、各通信網の監査担任区分は、別に定める。ただし、電話網については、航空システム通信隊司令の担任において実施するものとする。
- 3 第2種監査責任者は、航空システム通信隊司令とする。

(監査要求権者)

第27条の2 通信監査（第2種）要求権者（以下「監査要求権者」という。）は、防衛大臣直轄部隊の長及び補給本部長又はこれらが指定する部隊等の長とする。

#### 第2節 通信監査の区分及び実施要領等

(通信監査の区分)

第28条 通信監査は、通信監査（第1種）及び通信監査（第2種）に区分する。

- 2 通信監査（第1種）は、訓令第39号第22条及び第23条に定められた事項について実施するものをいい、普通監査と実地監査に区分する。
- 3 普通監査は、監査通信所において通信実施の都度、実施するものとする。



4 実地監査は、普通監査において実施できない事項について、第1種監査責任者が必要と認めたとき、第1種監査責任者の指定する者を被監査部隊等に派遣して実施するものとする。

5 通信監査（第2種）は、部隊保全上必要とする事項について実施するものをいい、部隊等の長に資料を提供するために実施するものと別に示すところにより実施するものに区分する。

（実施要領）

第29条 第1種監査責任者は、監査通信所を指定して監査対象通信網における通信監査（第1種）を実施させるものとする。

2 第1種監査責任者が、他に通信監査（第1種）を依頼することが適当であると認めるときは、他の第1種監査責任者に依頼することができる。

3 第2種監査責任者は、監査要求権者の要求に基づき通信監査（第2種）を実施するものとする。

4 監査要求権者は、監査要求事項を第2種監査責任者に通知するものとする。

5 第2種監査責任者は、通信監査（第2種）の実施結果を監査要求権者に通知するものとする。

6 通信監査責任者は、通信監査の実施に必要な細部事項について定めるものとする。

7 通信監査責任者が前項の規定により細部事項を定めた場合には、航空幕僚長（通信監査（第1種）については、情報通信課長気付、通信監査（第2種）については、情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（第2種監査責任者と監査要求権者との連携）

第29条の2 第2種監査責任者と監査要求権者は、緊密な連携を図るため、相互に必要な事項について協議するものとする。

（通信監査（第2種）実施上の制眼）

第29条の3 通信監査（第2種）は、次の各号の制限内で実施するものとする。

(1) 航空自衛隊が運用する通信網だけを対象とし、他官庁及び民間企業等（以下「部外機関等」という。）の実施する通信の監査を行ってはならない。

(2) 通信経路が航空自衛隊と部外機関等に接続している場合は、部外機関等との連携手前（航空自衛隊側）で実施するものとする。この場合、部外機関等が実施している通信と確認されたときは、速やかに当該通信の監査を中断しなければならない。

(3) 個人に属する事項については、いかなるものであっても故意に記録、通知、報告及び資料としての保管を行ってはならない。万一、監査実施中に得たものがある場合は、速やかに破棄しなければならない。

（通信監査員（第2種）の指定及び取消し）

第29条の4 航空システム通信隊司令は、次の各号に該当する者について、通信監査員（第2種）の指定を行うものとする。

- (1) 航空幕僚長による秘密の取扱確認を受けた者
  - (2) 3等空曹以上の階級を有し、永年勤続の意志を有する者
  - (3) 当該業務を実施する者として指定することが適当と認める者
- 2 通信監査員（第2種）が次の各号のいずれかに該当する場合は、通信監査員（第2種）の指定を取り消すものとする。
- (1) 通信監査（第2種）業務に従事しなくなった場合
  - (2) 通信監査員（第2種）の指定要件のいずれか一を欠くに至った場合
- 3 通信監査員（第2種）の指定及び取消しは、個別命令により行うものとする。

### 第3節 通信監査報告

#### （通信監査報告）

第30条 通信監査責任者は、次表により航空幕僚長に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知するものとする（監査要求権者の要求に基づき実施した通信監査（第2種）の結果については除く。）。

| 報 告 名       | 報 告 内 容 等                       | 気 付 先  |
|-------------|---------------------------------|--------|
| 通信監査（第1種）報告 | 訓令第39号第22条に該当すると判断される事項についてその都度 | 情報通信課長 |
| 通信監査（第2種）報告 | 別に示す。                           | 情報課長   |

- 2 第1種監査責任者及び第29条第2項により依頼を受けた第1種監査責任者は、監査の結果、特に成績が優秀であって表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に定める表彰に該当すると認められる場合には、関係部隊等の長にその旨を通知するものとする。
- 3 前2項に規定する報告等の様式は、通信監査責任者が定めるものとする。

## 第4章 評価

### 第1節 評価の区分及び実施要領

#### （評価の区分）

第31条 機能別運用責任者は、通信電子組織の能力をは握し、効果的な運用を図るため、機能別通信電子組織又は通信電子設備について次の各号に掲げる評価を当該各号に定める場合に実施するものとする。ただし、他の手段により評価の目的を達成できる場合には、それをもって評価に代えることができる。

- (1) 初度評価 通信電子設備の新設又は移設により、当該設備の運用を開始する場合に実施する。
- (2) 定期評価又は連続評価 通常の運用時において、定期的又は連続的に実施する。
- (3) 特別評価 通信電子設備の改修等に伴う運用諸元の再評価、異常が認められた場合の原因調査その他機能別運用責任者が特に必要と認める場合に実施する。

#### （評価の実施要領）

第32条 通信電子組織又は通信電子設備についての評価の実施要領は、機能別運用

責任者の定めるところによる。

## 第2節 評価結果の処理

(評価結果の処理)

第33条 機能別運用責任者は、評価の結果改善を要すると認めた場合には、速やかに必要な措置をとるものとする。

## 第5章 通信保全

### 第1節 通則

(通信保全の範囲)

第34条 通信保全の範囲は、伝送保全と暗号保全とする。

2 伝送保全とは、固有識別の実施及び通信諸元の変更等により、偽信、妨信及び通信調査等の効果を減殺し、通信を防護することをいう。

3 暗号保全とは、暗号を使用して通信内容を秘匿することをいう。

(通信保全上の責任)

第35条 機能別運用責任者及び回線運用責任者は、それぞれ担任する通信網及び多重通信回線の運用に関し、通信保全上必要な事項を定めるとともに、実施の監督、指導を行うものとする。

2 部隊等の長は、前項により定められた事項を遵守するとともに、通信保全の目的を達成するため、必要な措置をとるものとする。

3 航空システム通信隊司令は、機能別運用責任者及び部隊等の長に対して、暗号保全に関する実施の統制及び指導を行うほか、伝送保全に関し、必要な助言及び指導を行うものとする。

### 第2節 削除

第36条から第39条まで 削除

### 第3節 削除

第40条 削除

### 第4節 暗号の運用

(暗号の運用)

第41条 暗号の運用については、別に定めるところによる。

## 第6章 通信電子設備の管理

### 第1節 無線局の管理

(電波法適用局の事務手続)

第42条 電波法の適用を受ける無線局についての総務大臣に対する申請等の事務手続については、別に示す。

(自衛隊法第112条適用局の管理)

第43条 自衛隊法第112条の適用を受ける無線局の管理については、別に定めるところによる。

### 第2節 有線電気通信設備の管理

(有線電気通信設備の管理)

第44条 有線電気通信設備の管理については、別に示す。

## 第7章 雑則

(特別の部隊の特例)

第45条 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊において、通信所が設置された場合、この達の規定を準用する。この場合において、「部隊等」とあるのは、「自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊のうち、通信所が設置された部隊」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第46条 防衛大臣直轄部隊等の長は、この達に定めるもののほか、通信電子の運用に必要な細部の事項を定めることができる。

2 前項の規定により細部の事項を定めた場合には、航空幕僚長（情報通信課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

### 附 則

この達は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和57年9月30日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成2年3月5日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月11日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成6年3月11日から施行する。

附 則（平成9年1月17日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕

附 則（平成12年4月28日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成12年12月7日航空自衛隊達第52号抄）

1 この達は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年12月19日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成15年12月24日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成１９年１月５日航空自衛隊達第１号抄）

- 1 この達は、平成１９年１月９日から施行する。

附 則（平成２９年６月２３日航空自衛隊達第２７号）

この達は、平成２９年７月１日から施行する。

附 則（令和６年９月２４日航空自衛隊達第５６号）

この達は、令和６年１０月１日から施行する。